

消防活動空地等の確保に関する指示書

年 月 日

様

和泉市消防長

消防活動空地の設置について下記事項を遵守することを指示します。

記

1 進入路に関する事項

- (1) 主要道路から容易に進入できる幅員5m以上の進入路を設けること。
- (2) 主要道路と進入路、進入路と活動空地の幅員の合計がそれぞれ15m未満の場合、15mに満たない分は、すみ切りを設けること。
- (3) 進入路の傾斜は、7%以下とすること。
- (4) 進入路の段差は、10cm以下とすること。
- (5) 進入路の耐荷重は、14t(15m級)、25t(40m級)以上とすること。

2 活動空地空間に関する事項

- (1) 活動空地は、原則として敷地内で建築物の表裏両面に確保すること。ただし、やむを得ず表裏両面に確保することが困難な建築物については、バルコニーを設け、バルコニー側で確保すること。
- (2) 活動空地の幅員は、15m級はしご車対応の場合は、幅員5m以上、40m級はしご車対応の場合は、幅員6m以上とし、はしご車の活動に支障のないように空地空間を確保すること。
- (3) 活動空地の傾斜は、原則としてフラットとすること。ただし、やむを得ず傾斜が必要なときは、3%以下とすること。
- (4) 活動空地の耐荷重は、14t(15m級)、25t(40m級)以上とすること。
- (5) 活動空地と建築物の離隔距離は、建築物壁面又はバルコニーが設置されている場合は、バルコニー壁面から5m以内とすること。
- (6) 活動空地空間には、活動に支障となる樹木及び看板類等は設けないこと。
- (7) 活動空地は、芝張り隠し道路を可能とするが、他車乗入れ防止策を講ずること。
- (8) 活動空地は、敷地内道路をもって充てることを可能とするが、駐車する恐れがある場合は駐車防止の措置を講ずること。
- (9) 活動空地には、見やすい位置に活動空地である旨の標識を掲出すること。

3 消防活動に支障となる架空線に関する事項

- (1) 活動範囲内には、電気電話線等の架空線を設けないこと。
- (2) 建築物付近に高圧送配電線がある場合、活動範囲は当該送配電線から「労働省通達」に規定された離隔距離以上離れていること。

4 消防活動空地の設置が完了すれば、はしご車による接近検査を受けること。

5 その他必要事項